

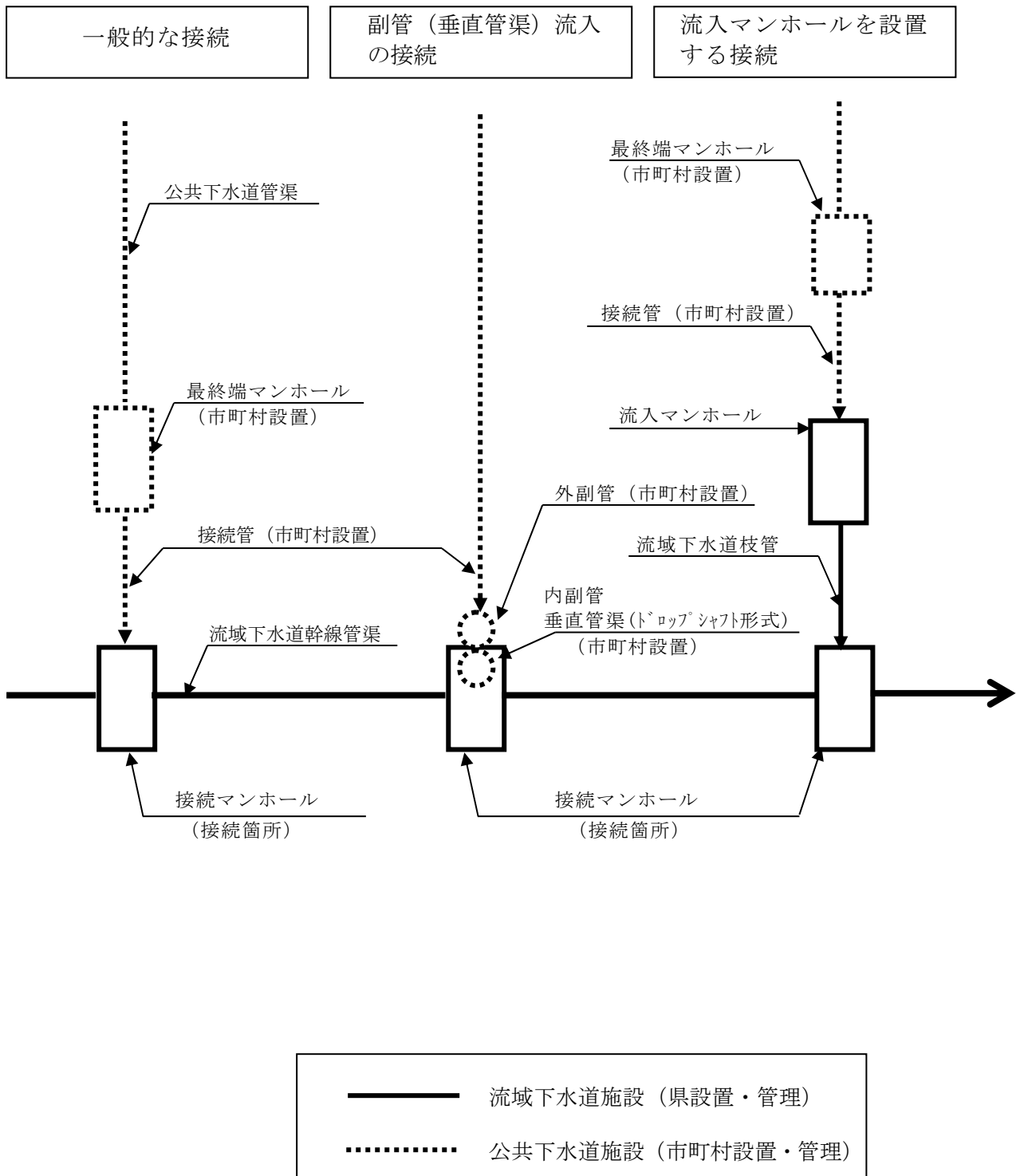
流域下水道接続管理基準

要綱第4に規定する流域下水道接続基準は、次のとおりとする。

- 1 流域下水道幹線管渠（流域管）へ公共下水道管渠（公共管）を接続する箇所は、流域下水道管理者が指定する箇所の接続マンホール又は流入マンホールとすること。
- 2 公共管の最終端には、必ずマンホール（最終端マンホール）を設置すること。
- 3 接続マンホール又は、流入マンホールへ公共管を接続する接続管の構造は次のとおりとすること。
 - （1） 接続管の大きさは、流域下水道計画に整合した当該処理分区の計画下水量を流下させ得るものとし、流入マンホールに接続する場合の管径及び勾配は流域下水道枝管と同一とすること。
 - （2） 接続マンホールへの接続は管頂接合を原則とし、落差を生じる場合は副管流入構造、垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入構造とすること。
 - （3） 流入マンホールに接続する場合の接続管の高さは、流域下水道枝管と同じ高さとする。こと。（例えば管頂接合、副管流入構造等が該当する）
 - （4） 接続管の延長は、流速分布を正常とするため接続管の口径の10倍以上とし、その形状は直管とする。
- 4 流域下水道管理者が前各号の基準によることが困難であると認める接続箇所については、前各号の基準にかかわらず、流域下水道管理者と公共下水道管理者との協議により構造を決定するものとする。
- 5 公共下水道流入のために設ける副管、垂直管渠（ドロップシャフト形式）は公共下水道管理者の財産とし、公共下水道管理者が維持管理を行わなければならない。
- 6 流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、維持管理のため相互に施設を立ち入り使用する場合はあらかじめ別紙「維持管理業務に伴う施設使用協議書」により協議するものとする。

- 注：1） 接続マンホールとは、流域下水道管理者が指定した接続箇所の流域管のマンホールをいう。
- 2） 流入マンホールとは、流域管へ公共管を接続させるために専用に設置するマンホールをいう。（設置は流域下水道管理者が行う）
 - 3） 流域下水道枝管とは、流入マンホールと接続マンホールをつなぐ管渠をいう。
 - 4） 以上を図で示すと次ページの「接続模式図」のようになる。

接続模式図



(別紙)

維持管理業務に伴う施設使用協議書

第 号
〇〇 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様
(市町村長 様)
(長野市上下水道事業管理者 様)

市町村長
長野市上下水道事業管理者
(長野県千曲川流域下水道事務所長)

このことについて、下記のとおり協議します。

記

接続幹線、箇所番号		幹線	接続箇所番号
接 続 箇 所 地 名		市町村大字	字
維持管理業務の内容等	目 的		
	期 間		
	施工業者	現場責任者	電話
	緊急連絡	管理者 課 担当	電話
		施工業者 担当	電話

担当 課 係
〇〇 (課長) 〇〇 (担当)
電話
FAX
E-mail

第 号
〇〇 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様
（長野県千曲川流域下水道事務所長 様）

長野県千曲川流域下水道事務所長
（市町村長）
（長野市上下水道事業管理者）

維持管理業務に伴う施設使用について（回答）

〇〇 年 月 日付け 第 号により協議のありましたこのことについては、同意
します。（下記条件を付して）

担当	課	（係）
	〇〇（課長）	〇〇（担当）
電話		
FAX		
E-mail		